

番 号 : 140218
 国 名 : グアテマラ
 担当部署 : 産業開発・公共政策部 行財政・金融課
 案件名 : 地方自治体能力強化プロジェクト (参加型開発)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 参加型開発
- (2) 格 付 : 3 ~ 4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年5月下旬から2014年11月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.30M/M、現地 3.17M/M、合計 3.47M/M
- (3) 業務日数 :

| 準備期間 | 第1次現地業務 期間 | 国内作業期 間 | 第2次現地業 務期間 | 整理期間 |
|------|---------------|------------|---------------|------|
| 2日 | 55日 | 2日 | 40日 | 2日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ
 も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 18点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 36点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 20点
 - ④その他学位、資格等 12点
- (計100点)

| | |
|----------|--------------|
| 類似業務 | 参加型開発に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | グアテマラ/中南米 |
| 語学の種類 | スペイン語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

6. 業務の背景

グアテマラでは、1996年の内戦終結及び和平協定以降、歴代政権は貧困削減に取り組んできた。しかしながら人口に占める貧困層の割合は53.7%（グアテマラ国統計局2011年調査）と依然として高く、特に地方部に貧困層が集中している。そのため、グアテマラ政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題と位置付けている。

このような背景の下、2002年、同国政府は「地方分権化法」を制定し、以来、地方分権を通じた地域開発に取り組んでいる。更に同年、「都市農村開発審議会法」を制定し、それによって、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国及び地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。それら各レベルに設置する開発審議会を通じて公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、より地域住民のニーズに沿った開発計画が策定されることを目指している。

2012年1月、同国ではオットー・ペレス・モリーナ（愛国党）政権が発足し、政権の公約「改革のためのアジェンダ 2012-2016」では「治安」「経済開発」「インフラ整備」「社会包摂」「持続的農村開発」の5つの柱が掲げられており、「飢餓撲滅(Hambre Cero)」が「社会包摂」の中に位置づけられている。当該Hambre Cero政策では、2015年までに慢性的栄養不足を10%削減することを目標に掲げ、166の自治体を対象としてプログラムを実施中である。右政策実施にあたっては、現政権においても前政権に引き続き、地方分権化を通じた地域開発を重視するとしている。特に市については、市が住民に最も近い存在であることから、新政権の重点政策を反映させた市の開発計画として「地方自治体計画(Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促している。しかしながら、現実には、市は財政・組織・行政能力が依然として低く、分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かさきれておらず、また他の組織との調整も十分に行えていない状況にある。

こうした状況に対し、2005年から2007年まで、JICAは貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元NGOや住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ実績がある。また、2010年から2012年にかけて、個別専門家を派遣し、同国西部の3県8市に対し、当該地域の地方公務員の能力強化を目的とした研修を実施し、各市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の実施に対する支援を行ってきた。グアテマラ政府は、研修を受けた若手職員及び地方自治体の行政担当官、地域住民リーダーが習得した知識や「生活改善アプローチ」（日本の生活改良普及事業の現場において生活改善に取り組んできた方法論）を活かし、それぞれの現場で実践に取り組む状況を確認すると共に、JICA支援の成果を高く評価し、今後我が国に対し、農村地域の総合開発のための支援要請が行われた。これに対してJICAは生活改善アプローチを始めとする過去の協力の成果を踏まえ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価を支援する、「地方自治体能力強化プロジェクト（以下「プロジェクト」）」を2013年3月から2016年9月までの予定で実施中である。

本プロジェクトの中央省庁のカウンターパートは大統領府企画庁(SEGEPLAN/以下C/P)であり、併せて本案件では、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県にある計8市をパイロット市として支援することとし、現地でチーフアドバイザー/ガバナンス専門家及び業務調整/地方行政専門家が活動している。2013年度に参加型開発専門家を派遣し、村落の実態を把握するための村落調査方法の開発、生活改善普及員の能力強化研修の計画立案への指導と計画改訂、市の社会開発事業実施への住民参加を促すガイドブックの構成をとりまとめた。

本専門家は、プロジェクト全体の総括を担当するチーフアドバイザー/ガバナンス専門家並びにプロジェクトの業務調整及び県以下の活動を指導する業務調整/地方行政専門家と連携・協力し、プロジェクト内におけるパイロット市が取り組む行政サービスの向上と参加型市開発計画の策定・実施に関する能力強化を参加型開発の技術及び知見を活用して支援することを目的として、派遣する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、現地のプロジェクト関係者のスケジュールに鑑み、派遣回数を2回に分け連

続的に業務を実施する。具体的には、市職員の能力強化のための現地研修の計画策定、実施、フォローアップに対する支援や、生活改善アプローチを取るうえで必要となるコミュニティ関係者への研修計画の策定、実施等を支援する。またその過程で得られたグッドプラクティスや課題を抽出し、長期的な地方行政の能力の在り方とその自立発展的な共有・普及の具体的な方法を見つけ出すことについて助言・支援することを業務とする。

(1) 国内準備期間 (2014年5月下旬)

- ① 既存のプロジェクト関係資料 (調査報告書、実施運営総括表、月例報告書等) を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ② 上記①を踏まえ、全体期間にかかるワークプラン (案) (和文、西文) を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

(2) 第1次現地業務期間 (2014年5月下旬～7月中旬)

- ① 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA グアテマラ事務所及び他のプロジェクト専門家に対し、全体ワークプラン (和文、西文) を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
- ② C/P 機関、他のプロジェクト専門家と協議を行い、プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認し、プロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
- ③ プロジェクトの目標達成に必要な活動について、プロジェクト関係者 (C/P、プロジェクト専門家、JICA グアテマラ事務所等) と意見調整を行い、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
- ④ プロジェクトが雇用している現地専門家に対して生活改善アプローチに関する技術移転を行う。現地専門家はこれまでに本邦研修、第三国研修、現地活動を通じて生活改善アプローチに関する技術を修得しつつあり、ワークショップ等における現地専門家の技術的弱点等を把握し、これを補完するための技術的指導を行う。
- ⑤ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、8 市の生活改良普及員が実施する生活改善アプローチを反映させた市での村落調査を支援する。村落調査は、2013 年度にプロジェクトで作成された方法を用いて、現場で実施されており、本業務従事者は調査の実施状況を把握するとともに、調査結果の分析を支援し、必要に応じて調査方法の改良を指導する。
- ⑥ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、普及員が実施する生活改善普及活動を支援する。プロジェクトが 2013 年度に作成した「生活改善アプローチ活動の枠組み」をもとにした支援活動を実施しており、本業務従事者はこの枠組みに基づいて、普及員の活動計画の作成／改定を支援し、活動計画の進捗状況のモニタリングを支援し、モニタリング結果を後述する能力強化研修に反映させるための支援を行う。
- ⑦ 市が雇用した普及員を対象とした能力強化研修の実施を支援する。プロジェクトが 2013 年度に作成した研修計画に従って研修が実施されており、本業務従事者は、コミュニケーション技法及びファシリテーション技法に係る研修計画をレビューしその内容を把握し、研修の進捗状況を確認する。また、現地専門家が実施する研修成果のモニタリング、及びモニタリング結果を反映させた研修計画の見直しを支援する。さらに、本邦研修を含んだ研修の計画・実施・評価を行う現地専門家を支援する。
- ⑧ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、市役所関係者を対象とし、市の社会開発事業実施手続への住民参加を促すことを目的としたガイドブックの作成を支援する。2013 年度のプロジェクト活動において、ガイドブックの作成目的が設定され、構成案が作成されている。本業務従事者は、この目的、構成案に基づいて実施されているガイドブックの作成を支援する。
- ⑨ プロジェクトで取り纏める広報業務への協力を行う。
- ⑩ C/P と協議の上、現地派遣終了後に C/P 及びパイロット市等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。

- ⑪ 第 1 次現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（案）（和文、西文）として取りまとめ JICA グアテマラ事務所、C/P に報告、提出する。
- (3) 国内作業期間（2014年8月上旬～9月上旬）
- ① 第 1 次現地業務結果報告書に基づき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。
 - ② 第 2 次現地派遣に係るワークプランを作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出及び説明する。
- (4) 第2次現地業務期間（2014年9月中旬～10月下旬）
- ① 第 2 次業務実施計画書(和文、西文)を作成し、
現地業務開始時に、C/P 機関、JICA グアテマラ事務所及び他のプロジェクト専門家に対し、全体ワークプランを提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。
 - ② C/P 機関、他のプロジェクト専門家と協議を行い、プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認し、プロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。
 - ③ プロジェクトの目標達成に必要な活動について、プロジェクト関係者（C/P、プロジェクト専門家、JICA グアテマラ事務所等）と意見調整を行い、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。
 - ④ プロジェクトが雇用している現地専門家に対して生活改善アプローチに関する技術移転を行う。第 1 次派遣期間中に把握した現地専門家の技術的弱点を補完するための技術的指導を行う。
 - ⑤ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、第 1 次派遣期間中に 8 市の生活改良普及員が実施した調査結果の分析への支援、及び調査終了以降の変化の記録方法の開発、および実際の記録に関する支援を行う。
 - ⑥ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、普及員が実施する生活改善普及活動を支援する。プロジェクトが 2013 年度に作成した「生活改善アプローチ活動の枠組み」をもとにした支援活動を実施しており、本業務従事者はこの枠組みに基づいて、活動計画の進捗状況のモニタリングを支援し、モニタリング結果を下記⑦で述べる能力強化研修に反映させるための支援を行う。
 - ⑦ 市が雇用した普及員を対象とした能力強化研修の実施を支援する。プロジェクトが 2013 年度に作成した研修計画に従って研修が実施されており、本業務従事者は、組織化支援及び参加型技法に係る研修計画をレビューしその内容を把握し、研修の進捗状況を確認する。また、現地専門家が実施する研修成果のモニタリング、及びモニタリング結果を反映させた研修計画の見直しを支援する。さらに、本邦研修、第三国研修を含んだ研修の計画・実施・評価を行う現地専門家を支援する。
 - ⑧ プロジェクト専門家、現地専門家と共に、市役所関係者を対象とし、市の社会開発事業実施手続への住民参加を促すことを目的としたガイドブックの作成を支援する。2013 年度のプロジェクト活動において、ガイドブックの作成目的が設定され、構成案が作成されている。本業務従事者は、この目的、構成案に基づいて実施されているガイドブックの作成を支援する。
 - ⑨ プロジェクトで取り纏める広報業務への協力を行う。
 - ⑩ C/P と協議の上、現地派遣終了後に C/P 及びパイロット市等がフォローすべき事項や活動内容について確認する。
 - ⑪ 第 2 次現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（案）（和文、西文）として取りまとめ JICA グアテマラ事務所、C/P に報告、提出する。
- (5) 整理期間（2014年10月下旬～）
- ① 現地活動の結果を整理する。

- ② 専門家業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン（全体、第2次派遣時）

和文2部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

西文2部（JICA グアテマラ事務所、C/P 機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

（2）現地業務結果報告書（各派遣時）

和文2部（JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

西文2部（JICA グアテマラ事務所、C/P 機関）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書（和文3部：JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所、JICA プロジェクト）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）

⑤その他

C/P やプロジェクト専門家と協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年5月下旬～7月下旬および2014年9月中旬～10月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

・チーフ／ガバナンス（短期派遣専門家）

・業務調整（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る資料は、JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融課（TEL03-5226-6916）にて閲覧可能。

- ・プロジェクト進捗報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度なので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>

以上